

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨

現代の生活は、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動により、生活の上で物質的な豊かさや利便性を手にしたが、一方で多くの廃棄物（ごみ）を発生させ、同時に環境への負荷を増大させ、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球規模での環境問題の原因ともなっている。近年では、その大量生産・大量消費型の社会からの脱却を図る動きが徐々に活発化してきている。

国においては、環境基本法や循環型社会形成基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）などの法令の整備が進められてきた。長野県においても、長野県廃棄物処理計画が策定され、持続可能な循環型社会の形成に向けた長野県の方針が示されている。

木曾広域連合（以下、「本広域」という。）は、平成11年4月に発足し、今年度で12年目となるが、発足以来、クリーンセンターの運営、ごみの減量化、リサイクルの推進に取り組んできた。構成町村及び本広域連合の活動の成果により、本広域管内のごみは減少傾向にあるが、年々進んでいるごみの減量化、リサイクルの推進を後戻りさせないためにも、具体的にごみ減量化・資源化の目標を掲げて循環型社会の形成に取り組んでいく必要がある。

また、引き続きごみの適正処理を確保していく必要がある。本広域では、ごみの減少に伴い、平成21年度末に南部クリーンセンターを廃止し、ごみの焼却処理を木曾クリーンセンター（旧北部クリーンセンター）に統合した。当面の間は、木曾クリーンセンターでの処理を行っていくが、平成2年の竣工以来すでに20年が経過していることから、平成30年度を目処に新焼却炉の建設を予定している。新焼却炉の規模をできるだけ小さくすることは、建設コストや維持経費の削減、環境負荷の軽減にもつながるため、目標を掲げて計画的にごみの減量化を進めていく必要がある。

このようなことから、本広域では、ごみの処理に関して必要な施策を推進するための統合的かつ中長期的な計画として「ごみ処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

第2節 計画の位置づけ

「廃棄物処理法」の第6条第1項では、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとしている。本計画は、本広域として広域連合全体の廃棄物対策の基本的方向を示すものであり、構成町村との連携により、循環型社会の形成に取り組むための計画として策定する。

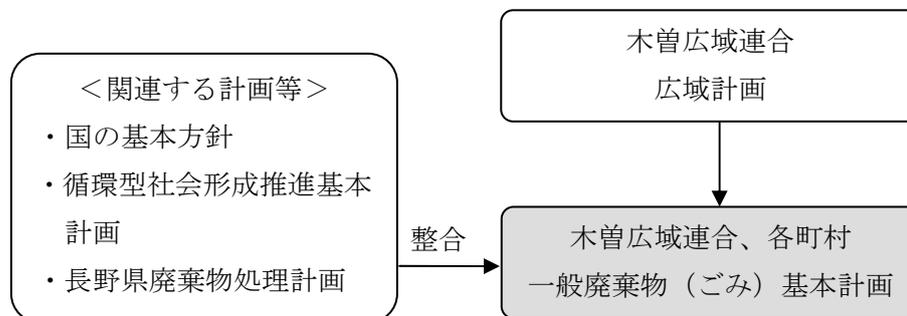


図 1.2.1 計画の位置づけ

第3節 計画対象区域

本広域は、木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村の3町3村により構成されている。計画の対象区域は、3町3村の全域とする。



図 1.3.1 計画の対象区域

第4節 計画の範囲

本計画の対象とする廃棄物は、本広域管内で発生するすべての一般廃棄物（し尿を除く）とする。